

浄化槽使用者・建築主のみなさまへ 法定検査(7条検査)のご案内です。

浄化槽の設置から法定検査(7条検査)までの流れ

浄化槽設置の届出または建築確認の申請
+

法定検査(7条検査)の申込みを証する書類(検査手数料の納付書の写し)を添付

02 横浜		払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
口座	座記	番号	番号	金額	千 百 十 万 千 百 十 円
00250	5	104410		10000	
加入者名	一般財団法人 千葉県環境財団		料金		備考
通信用欄	氏名 浄化槽太		同左		
住所	〇〇市××町△-□		(5)人槽		
電話番号	XXX-XXX-XXXX		電話番号	-	
使用開始(予定)	○年 ×月 △日		日	附印	
工事業者名	□□設備		日	附印	
電話番号	XXX-XXX-XXXX		料金		
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 東第00000号) これより下欄には何も記入しないでください。					

振替払込請求書兼受領証	
口座	記号
00250	5
加入者名	一般財団法人 千葉県環境財団
金額	10000
おなまえ	浄化槽太
依頼人	様
料	日 附 印
金	
備考	

振込取扱票のこの部分です

←銀行振入の場合は様式が異なりますのでご注意ください
※千葉市・船橋市・柏市に設置する場合、各市窓口へご相談ください
(手続については平成29年10月1日以降のものです)

浄化槽の設置工事が完了→保守点検の実施→浄化槽の使用開始(使用開始の報告)

使用開始から3か月が経過したら...

法定検査(7条検査)の実施

浄化槽の法定検査を受けることは、法律の義務です。
必ず検査の申込みを行ってください。

なお、浄化槽を使用される皆様におかれましては、設置後の法定検査(7条検査)を必ず受検していただき、その後の年1回の定期検査(11条検査)についても、継続的に受けてください。

検査を実施する機関について

浄化槽法の規定に基づき、知事が指定した検査機関が法定検査を行います。

7条検査(平成29年4月以降の設置届出)



一般財団法人 千葉県環境財団
☎043-246-2079

7条検査(平成29年3月までの設置届出)
11条検査



公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター
☎043-246-6283

裏面もごらんください。

浄化槽の法定検査について

Q1 法定検査とは？

浄化槽法で浄化槽管理者に義務付けられた検査です。

①7条検査

浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に行う検査です。

浄化槽の設置工事が適正に行われ、また、正常な機能を発揮しているかを検査します。

②11条検査

7条検査受検後、毎年1回、定期的に行う検査です。

浄化槽の保守点検・清掃が適正に行われ、正常な機能を維持しているかを検査します。

Q2 検査の項目は？

以下のとおり、浄化槽の外観、水質、書類等の検査を行います。

	7条検査	11条検査
外観検査	①設置状況、②設備の稼働状況、③水の流れ方状況、④使用状況、⑤悪臭の発生状況、⑥消毒の実施状況、⑦か・はえ等の発生状況	
水質検査	①水素イオン濃度、②溶存酸素量、③透視度、④残留塩素濃度、⑤生物化学的酸素要求量 ⑥汚泥沈殿率、⑦塩化物イオン濃度	
書類検査	①設置届出 ②保守点検記録	①清掃記録

Q3 検査手数料は？

検査種別(7条、11条)、浄化槽の種類、大きさ(人槽)によって異なります。

	7条検査	11条検査	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
10人槽以下	10,000円	5,000円	5,000円
11~20人槽	14,000円	8,000円	10,000円
21~50人槽	15,000円	9,000円	11,000円
51~100人槽	18,000円	12,000円	14,000円
101~300人槽	20,000円	14,000円	16,000円
301~500人槽	22,000円	16,000円	18,000円
501人槽以上	26,000円	20,000円	22,000円

Q4 法定検査を受けないとどうなるのか？

法定検査を受けない場合、県又は千葉市・船橋市・柏市から指導・勧告等を行う場合があります。また、勧告に係る命令に違反した場合は、30万円以下の過料に処すことがあります。

担当行政機関及び窓口

浄化槽の設置(次の3市を除く)に関する事 指定検査機関の指定に関する事	千葉県環境生活部水質保全課 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-3813
千葉市内に設置する浄化槽に関する事	千葉市環境局資源循環部収集業務課 〒260-8722 千葉市中央区市千葉港1-1	043-245-5251
船橋市内に設置する浄化槽に関する事	船橋市環境部廃棄物指導課 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-2443
柏市内に設置する浄化槽に関する事	柏市環境部環境政策課 〒277-8505 柏市柏5-10-1	04-7167-1695